奈良県教育委員会教育長訓令第七号

県　立　学　校
学校以外の教育機関
教育委員会事務局

奈良県教職員住宅管理規程（昭和四十四年五月奈良県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長　矢和多　忠　一

第四条中「行なう」を「行う」に改める。

第十四条、第十五条第一項及び第十六条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第十八条第四項中「行なう」を「行う」に改める。

別表橿原第二教職員住宅の項中「六、〇〇〇円」を「六、四〇〇円」に改める。